

参考

平成20年度輸入食品等  
モニタリング計画（抄）  
（厚生労働省）

食安輸発第0331004号

平成20年 3月31日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成20年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

平成20年度輸入食品監視指導計画に基づく輸入食品等のモニタリング検査を、別添の計画によることとしますので、ご了知の上、その円滑な実施方よろしくお願ひします。

なお、残留農薬等の食品衛生法違反発見時における年度途中のモニタリング検査強化については、別途指示によることとし、特段の通知がない限り、その実施期間は検査強化日から1年間とするので遺漏なきよう取り計らい願ひします。

おって、平成17年5月9日付け食安輸発第0509003号は、本日をもって廃止します。

食安輸発第1219001号

平成20年12月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成20年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（一部改正）

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）にて通知したところですが、中国産米の輸入実態及び放射線照射食品の検知法の対象食品の追加等を踏まえ、下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

## 記

### 1 IVの1の(2)のオ

「米 299件（中国 190件、米国 65件、その他 44件）を「米 119件（米国 65件、その他 54件）」に改める。

### 2 VIの1の(1)

「パセリ、ローレル、わさび、シナモン、乾燥しいたけ、乾燥だいこん、ウーロン茶」を「パセリシード、ローレル、わさび、シナモン、ニンニク、ガジュツ、白胡麻、アニスシード、クローブ、スターアニス、セージ、タイム、タラゴン、フェンネル、ミント、マジョラム、しいたけ、だいこん、ケール、マカ、大麦若葉、ウーロン茶」に改める。

### 3 別表第6

(1) 「米」を「米及びその加工品」に改める。

(2) 「遺伝子組換えにより新たに発現されるBtタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)」に係る検査件数を「中国 299」から「299」に改める。

(別添)

## 平成20年度輸入食品等モニタリング計画

### I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）

#### 1 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 2 対象

##### (1) 食品等

ア. 別表第1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(ア) 事故品

(イ) 積み戻り品

(ウ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(エ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ. 厚生労働大臣の登録検査機関、輸出国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続的輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

##### (2) 検査項目

別表第1に掲げる食品群について、厚生労働省令又は告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質及び病原微生物等とする。

##### (3) 検査件数

別表第1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室から別途指示する各検疫所に割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、例年と比較して輸入量が急増している品目や新規に輸入が認められた品目などの輸入動向、類似品目の法違反状況、輸入届出の原材料・加工方法等の情報に基づき個別にモニタリング検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1によらず検査を実施して差し支えない。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した1つの検体について、複数の検査項目についての検査を実施するよう努める。

#### 3 検査方法

##### (1) 検体の採取

食品衛生法第28条に基づき収去し、別表第2により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の判断により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取方法、採取した貨物の形態及び表示事項等について、詳細に記録する。

##### (2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業

書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ. 部長通知等で定められた試験法

エ. 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ. 日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ. その他A. O. A. C. 法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

#### 4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、企画情報課検疫所業務管理室からの別途通知に基づき各試験実施機関へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を図る。

#### 5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の流通状況を調査するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

#### 6 その他

(1) モニタリング検査は、輸入届出に対し無作為に抽出を行い、届出重量が少量のものに偏ることや、輸入者の申出等により省略することのないよう配慮する。

(2) 穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

## IV 農産食品のモニタリング検査実施要領

### 1 対象

#### (1) 農産食品及びその加工品

- ア. 野菜
- イ. 果実
- ウ. 穀類（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米を含む。）、豆類及び種実類
- エ. 茶

#### (2) 検査項目及び検査件数

##### ア. 残留農薬

検査項目は、別表第5のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は、別表第1に示すとおりとする。

##### イ. アフラトキシン

検査件数は、別表第1に示すとおりとする。

##### ウ. パツリン

検査件数は、りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁 299件とする。

##### エ. デオキシニバレノール（DON）

小麦を対象として、企画情報課検疫所業務管理室が個別に連絡指示する対象船舶について検査を実施する。

##### オ. カドミウム及びその化合物

検査件数は、米 119件（米国 65件、その他 54件）とする。

### 2 検査方法

#### (1) 検体の採取

##### ア. 残留農薬（米を除く。）

別表第2の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。

##### イ. 米の残留農薬、アフラトキシン、カドミウム及びその化合物

別表第3による。

##### ウ. アフラトキシン（米を除く。）

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

##### エ. パツリン

別表第2の検査項目「パツリン」の欄の②又は③の方法による。

##### オ. DON

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

#### (2) 試験方法

##### ア. 残留農薬

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験

を実施する。

ただし、加工食品（簡易な加工を除く。）にあっては、別途示される試験法により試験を実施する。

#### イ. アフラトキシン

「カビ毒（アフラトキシン）を含有する食品の取り扱いについて」（平成14年3月26日付け食監発第0326001号）に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法により試験を実施する。

ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による試験法により確認試験を実施する。

#### ウ. パツリン

告示法により試験を実施する。

#### エ. DON

「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」（平成14年5月21日付け食発第521002号）中の別紙2により試験を実施する。

#### オ. カドミウム及びその化合物

告示法により試験を実施する。

### 3 加工食品（簡易な加工を除く。）の残留農薬検査の留意点

- (1) 採取検体のうち、半量を均一に粉砕して製品での検査に供し、残り半量は未粉砕の状態で保管しておく。
- (2) 検査の結果、残留農薬を検出した場合にあっては、その検出原因を確認し、原材料の残留基準値、配合割合及び製造加工方法等を考慮の上、規格基準への適合性を判断する。
- (3) 製品からの検出原因が不明である場合又は製品での検査が実施困難である場合にあっては、物理的に分離可能な原材料毎に個別に検査を実施する。

### 4 その他

#### (1) 米の検査の留意点

ア. 1の(1)のウ. 中のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

イ. 同一ロット（米の種類（玄米、精米、砕精米、ウルチ米、モチ米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。

ウ. 植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあっては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験に係る自主検査を実施するよう指導する。

エ. 検体採取時の異物検査については、「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取

- 扱要領について」（昭和32年4月26日付け衛食第81号）を留意の上、実施する。
- (2) DONの検査の結果、「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」（平成14年5月21日付け食発第521002号）に示すDONの暫定的な基準値を超えた場合にあっては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

別表第 1

食品群	検査項目※	項目別件数	延検査件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,213	4,548
	残留農薬	1,678	
	成分規格等	657	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、 冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	1,490	4,970
	残留農薬	532	
	添加物	1,128	
	成分規格等	1,820	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	3,527	5,488
	残留農薬	831	
	添加物	235	
	成分規格等	895	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食 品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,286	10,687
	残留農薬	1,729	
	添加物	1,787	
	成分規格等	3,885	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	741	24,413
	残留農薬	18,367	
	添加物	598	
	成分規格等	1,243	
	カビ毒	2,210	
	遺伝子組換え食品	1,254	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工 品、香辛料、即席めん類等	残留農薬	6,571	15,649
	添加物	4,204	
	成分規格等	2,119	
	カビ毒	2,238	
	遺伝子組換え食品	207	
	放射線照射	310	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油 脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	299	4,870
	残留農薬	238	
	添加物	3,078	
	成分規格等	657	
	カビ毒	598	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール 飲料等	残留農薬	299	2,392
	添加物	897	
	成分規格等	897	
	カビ毒	299	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,792	1,792
検査強化食品分	抗菌性物質等、残留農 薬、添加物、成分規格 等、カビ毒、遺伝子組 換え食品、放射線照射	5,000	5,000
総 計（延数）			79,809

※：検査項目の例

- ・抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバマイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等）、病原微生物（腸管出血性大腸菌、O157、リステリア菌等）  
貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射：放射線照射食品の有無

別表第2

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数	
微生物		特定せず	$\leq 150$	3	0.3	1	
			151 ~ 1,200	5	0.3	1	
			$\geq 1,201$	8	0.3	1	
添加物	①均一に分布するもの	特定せず	$\geq 1$	1	0.3	1	
	②不均一に分布するもの	特定せず	$\leq 50$	2	0.3	1	
			51 ~ 500	3	0.3	1	
			501 ~ 3,200	5	0.3	1	
$\geq 3,201$			8	0.3	1		
農 薬	①乾燥野菜、茶（抹茶を除く）	特定せず	$\leq 50$	3	0.3	1	
			51 ~ 150	5	0.3	1	
			151 ~ 500	8	0.3	1	
			501 ~ 3,200	13	0.3	1	
			3,201 ~ 35,000	20	0.3	1	
			$\geq 35,001$	32	0.3	1	
	②キャベツ（芽キャベツを除く。）、ハクサイ（注1）	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、おのおのから1等分を集めたもの	1	
	③加工食品（簡易な加工をのぞく。）	特定せず	$\leq 150$	3	1	1	
			151 ~ 1,200	5	1	1	
			$\geq 1,201$	8	1	1	
			④①、②及び③を除く	特定せず	$\leq 50$	3	1
	51 ~ 150	5			1	1	
151 ~ 500	8	1			1		
501 ~ 3,200	13	1			1		
	特定せず	3,201 ~ 35,000	20	1	1		
		$\geq 35,001$	32	1	1		
		①下痢性貝毒及び麻痺性貝毒	特定せず	$\leq 150$	6(3×2)	1(0.6×2)	2
				151 ~ 1,200	10(5×2)	1(0.6×2)	2
$\geq 1,201$	16(8×2)			1(0.6×2)	2		
②①を除く	特定せず	$\leq 150$	3	0.5	1		
		151 ~ 1,200	5	0.5	1		
		$\geq 1,201$	8	0.5	1		
アフラトキシン及びパツリン（注2）	①袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	$\leq 280$	32	1	1	
			281 ~ 500	50	1	1	
			501 ~ 1,200	80	1	1	
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1kg×2)	2	
			$\geq 3,201$	210(70×3)	3(1kg×3)	3	
	②缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの	缶又はカートン	$\leq 50$	2	0.5	1	
			51 ~ 500	4(2×2)	1(250g×2)×2	2	
			$\geq 501$	6(2×3)	1.5(250g×2)×3	3	
	③①及び②以外のもの	小型容器包装	$\leq 50$	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1	
51 ~ 500			3(3×1)		1		
501 ~ 3,200			6(3×2)		2		
			$\geq 3,201$	9(3×3)		3	

（注1）千切り、乱切り等、細切したものを除く。（注2）パツリンは、②又は③の方法による。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

別表第3

ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (kg)	検体数
≦ 15	2	1	1
16 ~ 25	3	1	1
26 ~ 90	5	1	1
91 ~ 150	8	1	1
151 ~ 280	13	1	1
281 ~ 500	20	1	1
501 ~ 1,200	32	1	1
1,201 ~ 3,200	50	1	1
3,201 ~ 10,000	80	1	1
10,001 ~ 35,000	125	1	1
35,001 ~ 150,000	200	1	1
150,001 ~ 500,000	315	1	1
≧ 500,001	500	1	1

※ばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。